違法駐車はやめましょう
道路交通法・保管場所法の改正

平成元年十二月末現在、全国で登録されている自動車（二輪、小型特殊は除く）は、約五千五百十八万台にのぼり、その数は昭和五十一年の二倍、昭和三十七年と比べると実に十五倍にもなります。このような車の急増は、交通事故の多発とともに多くの違法駐車を生み出しています。そして、これまでの取締方法では限界にきているといわれている違法駐車の根本的な締め出しを狙い、道路交通法と保管場所法（車庫法）の改正法が昨年六月二十六日の国会で成立しました。

ここでは、改正法の概要とともに、なぜ改正されねばならなかったのかを考えてみましょう。

駐車違反の新しい反則点数と反則金

		反則点数	反則金 大型車	普通車	2輪車	原付バイク
駐停車禁止場所での	放置行為	3点	2万5000円	1万8000円	1万円	1万円
	•駐車違反	2点	1万2000円	1万2000円	7000円	7000円
駐車禁止場所での	放置行為	2点	2万1000円	1万5000円	9000円	9000円
	•駐車違反	1点	1万2000円	1万円	6000円	6000円

※印は現行から継続する点数と反則金

道路交通法の主な改正点（平成3年1月1日施行）

項目		現行	改正後
車放置	運転者の責任	運転者を捜して反則金または罰金	同じ
	使用者（管理責任者）の責任	規定なし	指示、使用制限などの措置

今回の改正では、違法駐車は道路交通法で、道路を保管場所として使っている〝青空駐車〟は保管場所法で、それぞれ取り締まりが強化されます。

道路交通法

道路交通法の大きな改正点は、車の運転者だけでなく、所有者の責任をより明確にした点です。

駐車違反ステッカーを張られても、そのまま逃げてしまう悪質なドライバーがいます。後日、車の所有者に責任を追求しても、「わたしが運転していたわけではない」「車を貸していたが、だれに貸したかは忘れてしまった」などと責任のがれをし、取り締まれないといったことがあります。

このようなことのないよう、放置車両があった場合、車の所有者に指示し、放置行為を防止するため必要な措置を講じさせることになります。運転していたのがだれであれ、車の所有者に最終的な責任が課せられるようになるわけです。

もし、指示があってから一年以内に放置を繰り返したときは、三か月以内、管理者が業務上、運転者に放置行為を命令したり、容認したりした場合には六か月以内の範囲で自動車の使用制限命令が出されることがあります。

保管場所法

一方、保管場所法の主な改正点は次の三つです。

①いままで保管場所証明の必要がなかった軽自動車にも、届出制が導入されます。最寄りの警察に保管場所の位置を届け出ることが義務づけられます（当面は東京二十三区と大阪市内だけ）。

②軽自動車を含むすべての自動車の所有者は、保管場所を変更した際、警察に変更届を出さなければならなくなりました。

③保管場所があることを証明する、各警察署長発行の標章（車庫有りシール）を表示することが義務づけられます。保管場所のない車は、これを確保できるまで各都道府県の公安委員会より、運行の制限を受けます。

この改正法は、改正法施行前に取得したほとんどの車には適用されず、法施行後に車を取得したり、保管場所を変えたりしたものから順次適用されます。

このようにして、車種を問わず、車庫の有無を明確にし、青空駐車をなくしていく方針です。

保管場所法の主な改正点
（平成3年7月1日施行予定）

項目		現行	改正後
保管場所の確保の義務		すべての車にあり	同じ
手続き	小型・普通車以上の車	登録時に「保管場所証明」が必要	同じ
	軽自動車	規定なし	届出が必要
保管場所の位置の変更		規定なし	すべての車に届出の義務
保管場所の保有を示す標章		規定なし	すべての車に張る
使用制限		規定なし	保管場所を確保するまで使用禁止命令ができる

お買物、ご用命は市内で

ハッピー美容室 本町三丁目11-3 22-0797
クリニックパーマ
アクアカール
新しいパーマスタイル、自分だけのスタイルを楽しもう。

耳鼻咽喉科 坂爪医院
〈診療時間〉
平日　午前7:30～12:00　午後2:30～6:00
（木曜日 午前休診 午後2:30～6:00）
土曜　午前7:30～12:00　午後1:00～3:00
駐車場完備
新津駅前通　TEL (24)5588

確定申告はお早めに

申告と納税は3月15日まで

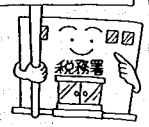

期間は2月16日からです

所得税の確定申告は、二月十六日から始まります。申告と納税の期限はいずれも三月十五日ですが、毎年、期限が間近になると窓口は大変混雑し、落ち着いて相談できないことがあります。申告は、できるだけ早めに済ませましょう。

確定申告をしなければならない人

◇事業所得や不動産所得などがある場合

平成二年中の所得金額の合計額が、基礎控除、配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人

◇サラリーマンの場合

①給与の年収が1500万円を超える人

②給与所得や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える人

③給与を二か所以上からもらっている人

申告すれば税金が戻る人

多額の医療費を支払った人やマイホームをローンなどで取得した人は、医療費控除や住宅取得等特別控除の適用を受けることで、源泉徴収や予定納税で納めた税金が戻ることがあります。

医療費控除

□適用範囲…本人や本人と生計を一にする親族のために平成二年中に支払った医療費

□控除額…平成二年中に支払った医療費の金額から、次の④・㋺のいずれか少ない金額を差し引いた額で、最高200万円

④10万円

㋺合計所得金額の5％相当額

なお、次に掲げる給付金などがある場合は、あらかじめ「平成二年中に支払った医療費」から差し引かれます。

○健康保険組合などから受ける給付金や生命保険契約、損害保険契約に基づき支給を受ける入院給付金など

○出産費、高額療養費など明らかに健康保険などにより補てんされる金額（申告時に未収の場合は見積額）

住宅取得等特別控除

□控除額…借入金の年末残高（最高二千万円）の一定が税額から控除されます。

昭和六十三年以降、増改築も適用を受けられるようになりました。ただし、住宅取得等特別控除の適用を受けるには、左上の条件に加え、次の条件に該当しなければなりません。

○新築住宅…建築後未使用のもので、取得して六か月以内に居住したもの

○中古住宅…居住に使われていた建物で、築後十年以内（耐火造は十五年）のもの

○増改築…工事費用が百万円を超えるもの（昭和六十三年から平成二年三月までは二百万円を超えるもの）

なお、この適用を受けるときは、確定申告の際に上の表の添付書類が必要です。

住宅取得等特別控除の適用条件

① 住宅を取得した本人が居住者
② 床面積の2分の1以上が自己の居住用
③ 床面積が40㎡以上
④ 合計所得金額が3000万円以下
⑤ 居住年の前後2年内に居住用の財産の買換交換などの特例を受けていない
⑥ 借入金の償還期間が10年以上

住宅取得等特別控除の添付書類

① 住民票の写し		
② 住宅取得に係る借入金の年末残高証明書		
③ 借入金などの年末残高の計算明細書		
④ 家屋の登記簿の謄本・抄本や請負契約書、売買契約書などで、次のことを明らかにする書類(*)		
新築住宅	中古住宅	増改築などをした家屋
イ 家屋の新築または取得年月日 ロ 床面積 ハ 家屋の新築工事の請負代金または取得対価の額	ニ 家屋の建築年月日 ホ 家屋の取得年月日 ヘ 床面積 ト 家屋の取得対価の額	チ 床面積 リ 増改築などをした年月日 ヌ 増改築などに要した費用の額
	⑤ 債務の承継に関する契約に基づくものは、その契約書の写し	⑤ 建築確認通知書の写し、検査済証の写しまたは建築士の増改築等工事証明書

＊なお、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」に「取得の対価等の額」の記載がある場合は、それぞれ④―ハ、④―ト、④―ヌについては不要です。

確定申告に関するお問い合わせは、新津税務署（☎22―2151）へ。

お買物、ご用命は市内で

老舗の味をお気軽に！
各種宴会・御会合・仕出し料理承ります
新味割烹 春雨
本町1（駅前）☎22-1600(代)

住まいのガードマン
電話(0250)24-2287
㈲山中工務店
五十嵐便利屋サービス
新津市滝谷町19―3
●便所の改造
●雨漏り修理
●カワラの吹付
●風呂場の改造
（ユニットバスに入れ替え）